

物価高騰対策等総合支援特別融資保証 (県伴走物価高)

制度の特徴

一定要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画」を策定したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件にお保証料を大幅に引き下げた制度です。

従来の伴走支援制度よりも資格要件が緩和され、ご利用しやすくなっております。また、いわゆるゼロゼロ融資などのコロナ関連制度の借換を行う場合は、金利がお安くなります。

対 象 者	次のいずれかに該当する中小企業者 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得した中小企業者 2.売上減少要件、利益率減少要件のいずれかに該当すること（一般保証枠で対応、詳細は制度要綱参照） 3.所定の「経営行動計画書」の提出があること
保 証 限 度 額	1億円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	5年以内
金 利	①1.0%以内(コロナ関連制度の借換もしくは真水調達のみの場合。) ②1.85%以内(コロナ関連制度以外の借換の場合。但し、保証期間7年超は1.95%以内)
保 証 料	全額補助
担 保	不要
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)